

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面をあらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 当社では、お客さまから有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

- ・ 金銭及び有価証券の預託に係る国内保護預り口座管理料、外国証券取引口座管理料、株式累積投資口座管理料はいずれも無料です。
- ・ 預託している有価証券のお預りを出庫(他社移管を含みます。)する場合、原則として1銘柄あたり1,100円(税込)の手続料をいただきます。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客さまから有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

この契約の終了事由

当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合(主なものは次のとおりです。)は、この契約は解約されます。

- ・ お客さまから解約のお申出があった場合
- ・ この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合

当社の概要（2025年4月30日現在）

当社の商号等： 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社
金融商品取引業者
関東財務局長（金商）第2336号
本店所在地： 〒100-8127 東京都千代田区大手町一丁目9番2号
加入協会： 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関：特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金： 405億円
主な事業： 金融商品取引業
設立年月日： 2009年12月1日
連絡先： お取引のある部店までご連絡ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

お客さま相談室：03-6742-4900（受付時間 平日9:00～17:00）

※ お客さま相談室では、お手続き、ご注文、株価照会、商品内容の詳しいご説明、投資相談はお受けできませんのでご了承ください。

お問い合わせ窓口

お客さま相談室：0120-583-703（受付時間 平日9:00～17:00）

金融ADR制度について

- 「金融ADR制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）」とは、お客さまと金融機関との紛争について、裁判手続以外の方法で迅速な解決を目指す制度です。
- 裁判手続に比べ短時間・低コストで、中立・公正な専門家を擁する金融ADR機関（指定紛争解決機関）が、当事者間の話し合いによる解決に努めます。
- 当社における株式や投資信託等の取引に関する苦情・紛争の解決につきましては、金融商品取引法に基づく指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（略称：FINMAC（フィンマック）」をご利用いただくことができます。
- 裁判手続は事実関係の認定や判決等の内容に一定の強制力を有していますが、金融ADR制度は紛争当事者双方の話し合いにより解決を目指す制度のため、お客さまと金融機関の双方の歩み寄りが見られない場合には不調に終わる（和解できない）場合があります。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（受付時間 平日：9:00～17:00）

※ FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。

以 上